

ハードウェア補足条項

Siemens Digital Industries Software



本ハードウェア補足条項(以下「**ハードウェア条項**」という。)は、オーダーに「HW」の英数字コードで指定されたオフリング製品のみに関するお客様と該当するシーメンス法人(以下「**シーメンス**」又は「**SISW**」という。)の間のユニバーサルカスタマー契約(以下「**UCA**」という。)又はエンドユーザーライセンス契約(以下「**EULA**」という。)を修正するものです。本ハードウェア条項は、適用するUCA又はEULA及びその他の適用される補足条項と共に、両当事者間の契約(以下「**本契約**」という。)を形成します。

1. **定義** 頭文字で表記される用語は、本契約の他の箇所で定義されている意味を有します。以下の追加的な定義が本ハードウェア条項に適用されます。

「**権限を有する代理人**」とは、お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者として、お客様の敷地で作業を行い、お客様の社内業務を支援するためにハードウェアへのアクセスを必要とする個人を意味します。

「**正規ハードウェアユーザー**」とは、お客様の従業員、及び権限を有する代理人のことを意味します。

「**納入**」とは、本ハードウェア条項の第2条に定義する意味を有します。

「**ファームウェア**」とは、ハードウェアに内蔵され、組み込まれたシステムソフトウェア(アプリケーションソフトウェアではなく)を意味し、そのシステムソフトウェアは当該ハードウェアの低レベルの制御又は標準的な動作環境を提供します。

「**Lease**」又は「**Rental**」とは、対象地域内で特定のハードウェア/システム製品を使用する譲渡不能で一時的かつ限定的な権利をシーメンスが付与することを意味します。これには、ローン製品補足条項に定義するハードウェアに対するトライアルライセンスとローンライセンスが含まれます。

「**シーメンスハードウェア**」とは、「**シーメンス**」という名称で販売される標準ハードウェア、又は「**シーメンス**」のブランドが付与された標準ハードウェアのことを指します。

「**システム**」又は「**アプライアンス**」とは、ハードウェアとソフトウェアの組み合わせを意味します。この場合、ハードウェア又はソフトウェアのいずれか1つだけを使用して操作することはできません。

「**対象地域**」とは、オーダーに別段の明示的な指定がない限り、オーダーに指定するお客様の住所で示されるように、お客様が購入又はLeaseによるかを問わず、最初にハードウェアを取得する国を意味します。

2. **納入** 適用されるオーダーで別段の合意がない限り、シーメンスは、シーメンスが指定する該当製品の倉庫又は工場にて、FCA 条件(インコタームズ 2020)で、ハードウェアをお客様に提供するものとします。

本条に規定されたインコタームズに従い、シーメンスがこれらの納入後に本件ハードウェアの配送手続きに関わった場合でも、本件ハードウェアを当該お客様に引き渡すことを、本契約においては「**納入**」といたします。

本条に規定された「**インコタームズ**」にかかわらず、お客様と書面にて明示的に別段の合意をした場合を除き、シーメンスは以下を行います。(i)お客様が指定する最終納入地にハードウェアを納入するための輸送業者、運送会社又は出荷サービスプロバイダーを選択及び指名し、(ii)指定されたインコタームズに従って、選択した運送業者又は出荷サービスプロバイダーと必要な輸送手配を行い、(iii)オーダーに指定する出荷又は輸送費用をお客様に請求します。

3. **危険負担及び所有権の移転** 紛失及び損害のリスクは納入時点でお客様に移転します。購入したハードウェアの所有権は、シーメンスが全額を受領した後にお客様に移転します。適用法令によりシーメンスが納入後に所有権を保持することが許可又は承認されない場合、購入したハードウェアの所有権及び紛失のリスクは納入時点でお客様に移転します。但し、シーメンスは当該ハードウェアの購入価格の支払いを確保するために、ハードウェアに対する先取特権を保有します。この場合、お客様は、シーメンスがかかる先取特権を申請するか、又は完全なものにするために使用する必要がある、又は使用に便利であると合理的に判断する文書に署名することに同意するものとします。

4. 保証

- 4.1 **ハードウェアの保証期間** 購入したシーメンスハードウェアについて、シーメンスは納入日に開始し、納入日の翌月1日から12か月後に終了する期間(「**保証期間**」)において、製品の限定保証を提供します。保証期間は、保証に基づく欠陥及び故障の修正又は修理に要する時間によって延長されるものではありません。

- 4.2 **範囲** 保証期間中に、シーメンスはシーメンスハードウェアが(i)通常の使用において仕上がり及び材料において欠陥がないこと、並びに(ii)ドキュメンテーションに記述する仕様に実質的に適合していることを保証します。保証違反が生じた場合のお客様の唯一の救済手段として、シーメンスはその単独の裁量により、お客様に追加料金を請求することなく、シーメンスハードウェアを修理又は交換します。シーメンスがその単独の裁量により、シーメンスハードウェアを修理するか、又は本条項に基づくシーメンスの義務に従って機能する別のシーメンスハードウェア装置と交換することができないと判断した場合、シーメンスは最初の納入から60か月間にわたる定額償却法に基づき、欠陥があるシーメンスハードウェアに対して受領した料金を返金し、本ハードウェアの返却を受け入れます。当該返金対象のシーメンスハードウェアがシステムの一部として提供された場合、シーメンスはシステムのソフトウェア要素の返却も受け入れ、これらのソフトウェアライセンスに対する料金を同様の条件に基づき返金します。

- 4.3 **サードパーティハードウェアの保証** オーダー又はシーメンスが提供する製品の説明書及び仕様書に別段の記載がない限り、シーメンスハードウェア以外のハードウェアは「現状有姿」で提供され、該当する場合は、製造業者又はサードパーティベンダーが提供する保証が適用されます。当該の製造業者又はサードパーティベンダーが許可する範囲で、シーメンスは当該ハードウェアに適用される保証を受ける権利をお客様に譲渡し、お客様が当該の製造業者又はサードパーティベンダーに対し、当該ハードウェアに関する保証請求を行うことを可能にするための情報及び支援を提供するために商業的に合理的な努力を払うものとし、強制的な適用法令で、シーメンスがお客様に供給したハードウェアに関する保証を提供することを義務付けられている場合、シーメンスが提供する保証は、適用法令で要求される最低限の保証、及び適用法令で要求される最低限の期間に限定されません。
- 4.4 **保証の除外** 以下に起因する欠陥又は故障は本保証の対象外となります。(i) シーメンスのサイト仕様又はこの種のハードウェアに一般的に適用される注意義務の基準に適合していない不適切な使用又はインストール、誤用、不適切なサイト準備、又はサイト若しくは環境条件、(ii) お客様又はサードパーティが供給するソフトウェア、インターフェース又はハードウェア、(iii) ハードウェアの操作、注意又はストレージに関するシーメンスの仕様及び指示の非遵守、(iv) システムの機能に影響を与えない通常の摩耗(外見上の損傷、擦り傷、へこみを含みますが、これらに限定されません)、(v) 放置、事故、不適切又は不十分な保守又はキャリブレーション、(vi) シーメンス又はその権限ある代表者以外が行った修正、強化、修理又は不正な変更、(vii) 水害、火災又はその他の危険要因への曝露。
- 4.5 **再生部品** シーメンスは、本条項に基づき供給されるハードウェア又はその部品の全てが新品であることを保証しません。ハードウェアには、シーメンスの全ての品質仕様を満たし、保証とサービスの対象となる「新品同様」の状態に再生された部品が含まれることがあります。
5. **知的財産権及び営業秘密**
- 5.1 **ファームウェアのライセンス** 本ハードウェア条項に基づき、シーメンスはお客様に対し、ハードウェアの操作のために、ハードウェアに組み込まれたファームウェアを使用する非独占的、譲渡不能の(ファームウェアが組み込まれたハードウェアと共に譲渡される場合を除く)ライセンスを付与します。ファームウェアは、ファームウェアが組み込まれているハードウェアに関連してのみ使用することができます。その他の目的によるファームウェアの使用は本契約の重大な違反にあたります。お客様が以下を行うことは禁じられています。(a) ファームウェアの逆コンパイル、変更若しくは修正、又はファームウェアから他のプログラムを入手すること、(b) ファームウェア上の所有権、著作権又はマークの修正又は削除。本契約に定めるソフトウェアライセンス及びソフトウェア保守サービス条項は、ファームウェアには適用されません。
- 5.2 **サードパーティテクノロジー** ハードウェアには、別途の条項(以下「サードパーティ条項」という。)に基づいてサードパーティによりライセンスされた、オープンソース・ソフトウェアを含むサードパーティのソフトウェア、テクノロジー、及びその他のマテリアル(以下「サードパーティテクノロジー」という。)が含まれている場合があります。サードパーティ条項は、ドキュメント、補足条項、"read me" ファイル、ヘッダーファイル、通知ファイル、又は同様のファイルに明記されています。本契約の条件と矛盾する場合、サードパーティ技術に関してはサードパーティ条項が優先されます。サードパーティ条項でシーメンスがサードパーティテクノロジーをソースコード形式で提供することが求められている場合、シーメンスは、書面による要求と送料の支払いをもって、ソースコードを提供します。
- 5.3 **営業秘密** シーメンスのハードウェア製品は、シーメンスの営業秘密です。お客様は以下に従うものとし、(i) 適用法令により認められる場合を除き、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、その他ハードウェアに使用されている技術を発見しようとし、職務上アクセスが必要な正規ユーザー以外の者にハードウェアへのアクセス又は使用を許可したりしないこと、(ii) ハードウェアの機密を保護するために適切な措置を講じること、且つ (iii) ハードウェアに付されたいかなる通知又は凡例も削除又は隠蔽しないこと。
- 5.4 **その他の権利の否認** 本ハードウェア条項のファームウェアのライセンスは、ハードウェアにインストールされている、又は本条項に基づき供給されるハードウェアと併用又は関連して納入されるファームウェア以外のソフトウェアには適用されません。本条項に別段に明記されている場合、又は書面にて別段に合意されている場合を除き、本ハードウェア条項に基づき、いかなる著作権、特許、商標、営業秘密、その他の知的財産権又はシーメンスの機密情報若しくは専有情報を使用する権利もお客様に付与されません。
- 5.5 **残存条項** 本第5条の規定は、本契約の満了又は終了後も存続します。
6. **修理** シーメンスハードウェアの欠陥又は故障が保証期間の満了後に発生した場合、又はかかる欠陥が何らかの理由で、本ハードウェア条項の第4条に明記する適用保証、又はシーメンスハードウェアについて購入した保守サービス若しくはサポート・サービス・パッケージの対象外である場合、お客様はシーメンスに対し、かかる欠陥又は故障の修理を試みることを依頼できます。但し、修理サービスは全てのシーメンスハードウェアに対して提供されるとは限らず、提供された場合でも、シーメンスは、かかる欠陥が全て修理できる、若しくは修理されること、又はシーメンスがかかる修理を実施することに同意することを表明又は保証しません。これらの修理及び修理の試みが行われる場合、お客様はシーメンスのサービスに対して、その時点のシーメンスの料金に加えて、合理的な現金支出費用を支払うことに同意するものとし、
7. **保守サービス**
- 7.1 **一般保守** ハードウェア保守、エンハンスメント、及びテクニカルサポートサービス(以下「Maintenance Services」は、<https://www.sw.siemens.com/en-US/sw-terms/mes/>)に掲載される一般保守サービス条項により管理され、本参照により組み込まれるものとし、一般保守サービス条項は、以下のハードウェア固有保守条件により修正されます。

7.2 固有保守条件

7.2.1 シーメンスハードウェアに関連する以下の **Maintenance Services** は、オーダーに当該保守タイプが含まれていない限り、お客様は別途購入することができます(以下、各保守サービスを「**保守タイプ**」という。)。全てのシーメンスハードウェア製品において、保守タイプが利用できるわけではありません。一部の保守タイプは、シーメンスハードウェアと共に「システム」を構成するソフトウェア向け **Maintenance Services** との組み合わせでのみ提供される場合があります。

- (a) **インストール** 本保守タイプには、インストール・サービス・タイプ期間中に **1** 回、シーメンスによる本システムのインストールが含まれます。両当事者がインストールのスケジュールを決定する前に、お客様は、シーメンスに本システムを受領した旨を通知するものとします。インストールは、オーダーに指定された場所又は当事者が別途合意する場所において、通常の勤務時間内に行われるものとします。(i) 本システムがシーメンスの書面による同意なしに変更された場合、又は (ii) 本システムが例外的な物理的若しくは環境的ストレス、誤用、又はその他の損傷を受けた場合、シーメンスは本システムをインストールする義務を負わないものとします。
- (b) **キャリブレーション** (又は**CAL**) 本保守タイプには、納入時に有効なドキュメンテーションに規定された許容範囲内のデータ取得又は測定機能をシーメンスハードウェアが維持できるよう、シーメンスによるキャリブレーション・サービス・タイプ期間中 **1** 回分のキャリブレーション・サービスが含まれます。一部のハードウェアについて、シーメンスは、シーメンスの **ISO 17025** 認定に基づき、**ISO 17025** 規格に準拠してキャリブレーションが行われたことを証明する特殊なキャリブレーションを提供することがあります。本 **ISO 17025** 規格に基づく特殊なキャリブレーションは、(a)オーダーに「**ISOCAL**」と明記されているか、(b)オーダーに製品コード「**SCX-ISO17025**」として別途購入されています。シーメンスの **ISO** 認証の詳細(認証事業者、認証機関、認証範囲、認証登録番号を含む)は、<https://www.siemens.com/global/en/general/system-certificates/di-sw.html> で公開されています。
- (c) **ハードウェア保守** (又は**MAINT**) 本保守タイプには、オーダーに記載された期間中、ハードウェア補足条項第 **5.2** 条に記載された欠陥のあるシーメンスハードウェアの修理及び交換が含まれます。本保守タイプには、特定のシーメンスハードウェアについてのキャリブレーションが一般的に購入できる場合に、キャリブレーションが含まれます。
- (d) **サポートサービスタイプ** (又は**SUP**) 本保守タイプには、ハードウェア保守及び(i)シーメンスハードウェアの使用、(ii)シーメンスハードウェアのエラー、欠陥又は誤動作の修正又はトラブルシューティングについて、電話又は電子メールを介してお客様に提供する技術サポートが含まれます。

7.2.2 ハードウェア保守サービスに関する特定条件

- (a) **アップグレード** ハードウェア、コンポーネント又はモジュールのアップグレードはサービスパックに含まれず、常に別途請求されます。モジュール又はコンポーネントは、関連するシーメンスハードウェアのお客様への(再)納入後に、シーメンスの価格リスト上の別の項目に対応した新しい製品識別番号が付与された時点でアップグレードが行われたとみなされます。かかるアップグレードは個別のオーダーの下でのみ実施されます。
- (b) **実施場所** **MicReD** 及び **Veloce** ファミリーのシーメンスハードウェアに関する **Maintenance Services** を除き、購入した **Maintenance Services** は、デフォルトで、シーメンスが指定する地域の事務所で実施されるものとします。各当事者は、ハードウェア **Maintenance Services** を実施するために相手方の住所へシーメンスハードウェアを送付する費用を負担するものとします。両当事者がオンサイト訪問に合意した場合、お客様は訪問のための旅費を負担するものとします。
- (c) **移転** お客様は、シーメンス要員のオンサイト訪問を必要とする有効な **保守タイプ** を有するシーメンスハードウェアを移転する前に、シーメンスに通知するものとします。移転先がシーメンスの通常のオンサイトサービス地域外である場合、シーメンスは該当する **Maintenance Services** を中止する権利を有するものとします。
- (d) **アクセス** シーメンスは、故障を検出するための診断を実行する目的で、シーメンスハードウェアへのリモート・ログイン・アクセスを要求することができます。お客様は、不当にその同意を留保しないものとします。シーメンスは、インストール時又は **Maintenance Services** 実施時に、リモートシステムへのログインアクセスを確立及びテストを行うことがあります。
- (e) **返却及び交換** 欠陥のある、又は **Maintenance Services** により交換されたハードウェア (ハードウェア部品を含む) は、シーメンスに帰属します。お客様が交換したハードウェア又は部品を受領後 **30** 日以内に返却しない場合、シーメンスは、お客様に対し、返却されなかったハードウェア又は部品の現行定価額を請求し、お客様はこれを支払うものとします。製品又はサービスオプションによっては、お客様は、故障した部品を、シーメンスが交換用ハードウェアと共に提供する標準メンテナンスキットに含まれる適切な部品と交換し、欠陥部品をシーメンスに返却して交換を受けるものとします。

7.2.3 その他の条件

- (a) **条件** お客様が保証期間又は従前の保守の期間満了後に、新たに保守をオーダーした場合、シーメンスは単独の裁量により、(i)お客様がキャリブレーション、ハードウェア保守又はサポートサービスタイプを購入する以前にシステムチェックを行い修理の見積もりを提供する、又は(ii)最初の保証期間の満了日又は同種類の最後の保守のいずれか遅い方から期間をカバーするために必要であった保守サービスの数と同数の料金を請求する権利を有します。

- (b) 適用除外 ハードウェアに適用されるその時点での規約と条件に従い、保証から除外される行動、状況、事象、又は保証が無効になる行動、状況、事象に起因するシーメンスハードウェアの欠陥や障害は、Maintenance Services の対象外になります。
- (c) 保証 ハードウェア保守サービスに関するシーメンスの唯一の表明及び保証は、サービスが専門的且つ職人的な方法で実施されることです。
- (d) 請負業者 シーメンスは、ハードウェア保守サービスを提供する義務の一部又は全部を第三者に委託することができ、当該第三者は本契約に基づきシーメンスと同一の権利及び義務を有するものとします。
- (e) Maintenance Services の期間と終了 保守タイプの期間は、オーダーで指定された発効日から開始され、1年間(又は、オーダーで両当事者が合意した期間)にわたって継続します。購入した Maintenance Services を終了する場合は、本契約の終了規定に基づいて終了する必要があります。保守サービスを終了しても、終了前に両当事者に対して付与された権利が影響を受けることはありません。
8. **LEASE に関する条件** 本第 8 条に記載されている条件は、ハードウェア又はシステムの全ての Lease に適用されます。
- 8.1 **Lease** 全ての Lease で、オーダー時にハードウェア又はシステムが使用可能な状態になっている必要があります。第 8.6 条に規定されている場合を除き、ハードウェアの所有権がお客様に移転されることはなく、ハードウェアの所有権は、シーメンス又はハードウェア若しくはシステムの貸借権を取得した第三者に留保されます。
- 8.2 **Lease の期間と料金** ハードウェア又はシステムを使用する権利は、オーダーでシーメンスとお客様が相互に合意した期間に限定されます。Lease 期間は、オーダーに別段の明示的な指定がない限り、ハードウェア又はシステムがお客様に納入された日から開始されます。両当事者は、最初の Lease 期間の終了後、追加の Lease 期間又は複数期間に亘る Lease 期間の更新について、別途のオーダーで合意できます。当初の Lease 期間或いは更新期間(該当する場合)の満了時、又は本ハードウェア条項、本契約、或いは特定の Lease に基づく期間終了をもって、ハードウェア又はシステムの使用権が失効、お客様は、ハードウェア又はシステムの使用を中止し、当該ハードウェア又はシステムを元のシーメンス施設に直ちに返却する必要があります。Lease 料金は前払いで、返金はできません。両当事者がオーダーに明記した内容に従って、Lease 料金が請求されます。
- 8.3 **ハードウェア又はシステムの状態** オーダーで別途明記されている場合を除き、ハードウェア/システムがお客様の施設に到着した際、お客様はハードウェア/システムが安全且つ良好な稼働状態にあることを確認するため検査を行うものとします。ハードウェア又はシステムを受領後 3 営業日以内にハードウェア/システムの状態について書面による異議申し立てがなされなかった場合、全てのハードウェア/システムが納品時点で稼働状態であったものとみなされます。
- 8.4 **お客様の責任**
- a) 適切な使用 お客様は、ハードウェア/システムに関するドキュメントに従い、通常且つ慣習的方法でハードウェア/システムを使用するものとします。お客様は常に、(i) 合理的な注意をもってハードウェア又はシステムを取り扱い、(ii) ハードウェア又はシステムを清潔な状態に保ち、(iii) 合理的な摩耗・消耗の範囲内で、ほこりその他の汚染物質から保護するためのあらゆる合理的な予防措置を講じるものとします。お客様は、ハードウェア又はシステムを使用する前に、当該ハードウェア又はシステムのドキュメントを読み、当該ハードウェア又はシステムと同様の機器について、通常且つ安全な操作方法に関するトレーニングを受けていることを保証するものとします。
- b) ハードウェア/システムの譲渡及び担保設定 本ハードウェア条項に明記されている場合を除き、お客様は、シーメンスから書面による事前の同意なしに、ハードウェア/システムの一部又は全部を、他のいかなる者に対しても、質入れ或いは担保設定、譲渡、転貸、貸与、賃貸、売却、又はその他の方法(交換、贈与、法律の規定によるその他の方法を含む)により所有権を移転してはならない。
- c) ハードウェア/システムの変更 お客様は、ハードウェア/システムの改造、変更、改変、組み込み、又は結合を行わないこととします。
- d) 設置場所及び対象地域 お客様は、対象地域外でハードウェア/システムを使用することはできません。お客様は、シーメンスの要請に応じて、ハードウェア/システムの正確な設置場所をシーメンスに通知するものとします。
- e) 所有権の表示 ハードウェア/システムには、シーメンスの所有物であることを示すタグやマークが付される場合があり、お客様は、かかるタグや銘板又は表示を一切除去することはできません。
- f) 監査権 シーメンスは通常の営業時間内に、合理的な事前通知をもって、リース対象のハードウェア/システムが保管又は使用されているお客様の施設に立ち入り、当該ハードウェア/システムの状態を確認・検査し、お客様による本ハードウェア条項の遵守状況について監査を実施することができます。
- 8.5 **ハードウェアの返却** オーダー又は本ハードウェア条項で別途明記されている場合を除き、Lease 期間終了時、お客様は、全てのハードウェアを、お客様施設に到着した時点と同等の状態且つ稼働状態で返却するものとします。通常の摩耗を除き、お客様は理由の如何を問わず、当該ハードウェアの損傷又は紛失に対して費用を負担することに同意します。お客様から返却されたハードウェアが動作不能な状態、損傷、又は部品欠落状態の場合、お客様の費用負担で、シーメンスは当該ハードウェアを基の動作状態に修復します。(i) 損傷した状態又は動作不能な状態で返却された修理不能なハードウェア、(ii) 何らかの理由でシーメンスに返却できないハードウェアについては、その時点における販売価格でお客様に請求するものとします。

- 8.6 **Lease ハードウェアの買い取り** お客様が Lease の全期間における全ての料金 (適用される税金、関税、料金を含む) を全額支払い済であるか、または支払うことを条件とし、且つハードウェアの買い取り価格がオーダーに明記定されている場合、お客様は、指定された買い取り価格でハードウェアを購入できるオプションを有します。かかる買い取りについて、お客様は以下の事項に同意するものとします。(i) ハードウェアは、いかなる保証も不随もしない現状有姿の状態で販売される、(ii) 製造元によってシステムに含まれている全てのソフトウェア、又はオペレーティングソフトウェアは、買い取り前にアンインストール及び/又は削除される、(iii) お客様は、(a)ハードウェアに関連するソフトウェアライセンスのサブスクリプション及びサポートサービスについては、ハードウェアの製造元へ、(b)ソフトウェアに関連するソフトウェアライセンスサブスクリプション及びサポートサービスについては、シーメンスに連絡するものとします。
- 8.7 **限定保証及び保証の否認** オーダーで別途明記されている場合を除き、ハードウェア/システムは Maintenance Services の対象になるため、Lease 期間全体を通じて、第7条の規定がハードウェア/システムに適用されます。
- 8.8 **輸送費・運賃及びリスク** オーダーで別段の合意がない限り、各当事者はハードウェア/システムを相手方の指定納品先住所まで輸送する費用及びリスクを、DAP (仕向地持込渡し条件、インコタームズ 2020) に基づき負担するものとします。
- 8.9 **責任及び補償** お客様は、本ハードウェア条項で規定された明示的保証の対象外となる全てのハードウェア/システムの損害について責任を負うものとします。お客様は、ハードウェア/システムの使用又は過失に関連して生じるいかなる第三者からの請求、損害、罰金、費用 (増税、弁護士費用、経費含む) からシーメンスを免責するものとします。本条項の規定は、その理由の如何にかかわらず、本契約の満了又は終了後も存続するものとします。
- 8.10 **終了及び回収** いずれかの当事者が本ハードウェア条項又は本契約に対する重大な違反をし、且つ当該違反に関する書面による通知後 5 営業日以内に違反の是正を開始せず、且つ相当の注意をもって違反を実質的に是正し続けなかった場合、相手方当事者は書面による通知をもって、当該当事者が有する補償請求権その他の救済措置を損なうことなく、いかなる Lease も直ちに効力を生じさせる形で終了できるものとします。
- 適用される破産法及び倒産法により禁止される場合を除き、当事者の債務不履行、支払不能、当該当事者による又は当該当事者に対する任意又は強制の破産手続き、又は債権者利益のための管財人又は譲受人の選任が生じた場合、相手方当事者は書面による通知をもって、Lease 契約を終了することができます。
- お客様が、本ハードウェア条項に基づくハードウェア返却義務を履行しい場合、シーメンスの従業員、代理人、代表者は、お客様によるリスクと費用負担により、ハードウェア/システムを回収する目的で、ハードウェア/システムが保管又は使用されているお客様の施設にいつでも立ち入ることができるものとします。
9. **責任の限定及び補償** 本契約に記載する責任の限定に関する規定に加えて、以下の規定がハードウェア及び関連サービスに対して適用されます。
- 9.1 シーメンスは以下について責任を負いません。(i) シーメンスが提供するハードウェア又はサービスパックに関する全ての指示に従わなかったことに部分的又は全面的に起因する損失又は損害、(ii) シーメンス以外の当事者が変更又は保守を行ったハードウェアに起因する損失又は損害、又は(iii)ハードウェア又はその使用により生成されたデータに起因する損失又は損害。
- 9.2 お客様は、ハードウェア関連のサービスが実施された方法 (かかる方法がお客様又はその権限ある代表者の指示による結果である場合) に起因又は関連して被った、又はいずれかの人物により請求された全ての請求、損失 (財政的損失かそれ以外かを問わず)、損害、債務、費用、増税又は費用 (裁判費用及び合理的な弁護士料を含むが、これらに限定されない) について補償すると共に、シーメンスを免責するものとします。
- 本第9条の規定は、本契約の満了又は解除後も存続するものとします。
10. **EDA ハードウェアに関する特別条項** 本契約の規定の如何にかかわらず、以下の条件が、オーダーにおいて「EDA ハードウェア」又は「EDA HW」として特定されるハードウェアに適用されます。
- 10.1 **EDA ハードウェアのアクセス制限** EDA ハードウェアへのアクセスは、正規ハードウェアユーザーに限定されます。但し、アプリケーションソフトウェア、知的財産及び組込み製品、エミュレーションハードウェア、検証ハードウェア、又は関連するコンサルティング若しくはサポート サービスを含むがこれに限定されない、エレクトロニック・デザイン・オートメーション・ソリューションを開発、販売、又は提供する事業を行う個人又は事業体は除きます。
- 10.2 **租税** お客様は、源泉徴収税又はその他の税金を控除することなく、全ての支払いを行うものとします。本契約に基づく支払いに課される税金は、お客様が単独で負担するものとします。
- 10.3 **責任の限定に関する追加条件** 本契約に規定される全ての責任制限は、本契約に基づく、EDA ハードウェアに対するシーメンスの知的財産権侵害補償義務に適用されます。但し、本項のいかなる規定も、シーメンスがその単独の裁量及び費用でいかなる訴訟の防御も継続することを妨げるものではありません。本契約に規定される全ての保証の免責事項は、シーメンスのライセンサーに関しても適用されるものとします。シーメンスのライセンサーは、本契約に基づくいかなる損害にも責任を負わないものとします。
- 10.4 **保証期間** EDA ハードウェアの保証期間は、納入後 15 日目又はインストール時のいずれか早い方から 90 日間とします。疑義を避けるために付言すると、本条項に定める場合を除き、本ハードウェア条件の保証規定の残りは EDA ハードウェアに適用されます。